議案第73号

桑名市手数料条例の一部改正について

桑名市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月2日提出

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市手数料条例の一部を改正する条例

(桑名市手数料条例の一部改正)

第1条 桑名市手数料条例(平成16年桑名市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「場合 200円」を「交付 1件につき 10円」に改め、同条第11号中「(多機能端末機による場合 200円)」を削り、同条第14号中「多機能端末機による場合 200円」を「桑名市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和2年桑名市条例第38号)第3条に規定する電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)による申請に対する交付の場合にあっては、1件につき200円、多機能端末機による交付の場合にあっては、1件につき10円」に改める。

別表第1中「

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	1通につき 450円
」を「	
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	窓口における交付1通につき
	450円
	電子情報処理組織による申請に
	対する交付1通につき 450円
	多機能端末機による交付1通に
	つき 10円
」に改める。	
別表第2中「	
住民票、戸籍の附票、除票及び戸籍の附票の除票の写し	1件につき 300円 (多機能端末機及び
	桑名市情報通信技術を活用した行政の
	推進に関する条例(令和2年桑名市条例
	第38号) 第3条に規定する電子情報処理
	組織による場合(住民票の写しの交付に
	限る。) 200円)
」を「	
住民票の写し	窓口における交付1通につき 300円
	電子情報処理組織による申請に対する
	交付1通につき 200円
	多機能端末機による交付1通につき
	10円
戸籍の附票の写し	窓口における交付1通につき 300円
	電子情報処理組織による申請に対する
	交付1通につき 300円
	多機能端末機による交付1通につき
	10円
除票及び戸籍の附票の除票の写し	1 通につき 300円

」に改め、同表住民票及び除票の記載事項証明の項中「1件」を「1通」に改める。

第2条 桑名市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「10円」を「200円」に改め、同条第14号中「の場合にあっては、1件につき200円、多機能端末機による交付の場合にあっては、1件につき10円」を「及び多機能端末機による交付の場合 1件につき 200円」に改める。

別表第1の表中「10円」を「450円」に改める。

別表第2の表中「10円」を「200円」に改める。

附則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年11月1日から施行する。

参考

(改正のあらまし)

令和7年11月1日から令和8年10月31日までの間、多機能端末機による交付手数料の金額を一律10 円に改正するに当たり、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表 改正後 改正前 桑名市手数料条例(第1条関係) (手数料の種類及び金額) (手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその | 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその 金額は、次の各号に掲げるとおりとする。 金額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)~(7) (略) (1)~(7) (略) (8) 租税公課に関する証明 1件につき 30 (8) 租税公課に関する証明 1件につき 30 0円(桑名市印鑑条例(平成16年桑名市条例 0円(桑名市印鑑条例(平成16年桑名市条例 第16号) 第14条に規定する多機能端末機(以 第16号) 第14条に規定する多機能端末機(以 下「多機能端末機」という。) による交付 下「多機能端末機」という。) による場合 1件につき 10円) 200円____) (9) • (10) (略) (9) • (10) (略) (11) 資産に関する証明 1件につき 300円 (11) 資産に関する証明 1件につき 300円 (多機能端末機による場合 200円) (12) · (13) (略) (12) • (13) (略) (14) 印鑑登録に関する証明 1件につき 3 (14) 印鑑登録に関する証明 1件につき 3 00円(桑名市情報通信技術を活用した行政の 00円(多機能端末機による場合 200円 推進に関する条例(令和2年桑名市条例第3 8号) 第3条に規定する電子情報処理組織(以 下「電子情報処理組織」という。) による申 請に対する交付の場合にあっては、1件につ き200円、多機能端末機による交付の場合に あっては、1件につき10円) (15) \sim (23) (略) (15) \sim (23) (略)

別表第1(第2条関係)

戸籍法関係の手数料

区分	手数料の額
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸	窓口における交
籍証明書の交付	<u>付1通</u> につき
	450円
	電子情報処理組
	織による申請に
	対する交付1通
	につき 450円
	多機能端末機に
	よる交付1通に
	<u>つき 10円</u>
(略)	(略)

別表第2(第2条関係)

別表第1(第2条関係)

戸籍法関係の手数料

区分	手数料の額
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸	1通
籍証明書の交付	につき
	450円
(略)	(略)

別表第2(第2条関係)

住民基本台帳法関係の手数料

,	30.71 - W 101 - 47
区分	手数料の額
住民票	窓口における交付
の写し	<u>1通</u> につき 300
	円
	──── 電子情報処理組織
	による申請に対す
	る交付1通につき
	200円
	<u>200円</u> 多機能端末機によ
	多機能端水機によ る交付1通につき
三統の四亜の写し	<u>10円</u> 第 ロ な わ は ス 充 仕
戸籍の附票の写し	窓口における交付
	1通につき 300
	電子情報処理組織
	による申請に対す
	<u>る交付1通につき</u>
	300円
	多機能端末機によ
	る交付1通につき
	10円
除票及び戸籍の附票の除票の	
<u>写し</u>	<u>円</u>
住民票及び除票の記載事項証	
明	円
(略)	(略)

桑名市手数料条例 (第2条関係)

(手数料の種類及び金額)

金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)~(7) (略)

(8) 租税公課に関する証明 1件につき 30 0円(桑名市印鑑条例(平成16年桑名市条例 第16号) 第14条に規定する多機能端末機(以 下「多機能端末機」という。) による交付

住民基本台帳法関係の手数料

区分	手数料の額
住民票、戸籍の附票、除票及び	1件
戸籍の附票の除票の写し	につき 300
	円 (多機能端末機
	及び桑名市情報通
	信技術を活用した
	行政の推進に関す
	る条例(令和2年
	桑名市条例第38
	号)第3条に規定
	する電子情報処理
	組織による場合
	(住民票の写しの
	交付に限る。) 2
	00円)_
住民票及び除票の記載事項証	1件につき 300
明	<u>于</u>
(略)	(略)

(手数料の種類及び金額)

第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその | 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその 金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)~(7) (略)

(8) 租税公課に関する証明 1件につき 30 0円(桑名市印鑑条例(平成16年桑名市条例 第16号) 第14条に規定する多機能端末機(以 下「多機能端末機」という。) による交付

1件につき 200円)

 $(9) \sim (13)$ (略)

(14) 印鑑登録に関する証明 1件につき 3 00円(桑名市情報通信技術を活用した行政の 推進に関する条例(令和2年桑名市条例第3 8号)第3条に規定する電子情報処理組織(以 下「電子情報処理組織」という。)による申 請に対する交付及び多機能端末機による交 付の場合 1件につき 200円

 $(15) \sim (23)$ (略)

別表第1(第2条関係)

戸籍法関係の手数料

区分	手数料の額
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸	窓口における交
籍証明書の交付	付1通につき
	450円
	電子情報処理組
	織による申請に
	対する交付1通
	につき 450円
	多機能端末機に
	よる交付1通に
	つき <u>450円</u>
(略)	(略)

別表第2(第2条関係)

住民基本台帳法関係の手数料

区分	手数料の額
住民票の写し	窓口における交付
	1通につき 300
	円
	電子情報処理組織
	による申請に対す
	る交付1通につき
	200円
	多機能端末機によ
	る交付1通につき
	200円
戸籍の附票の写し	窓口における交付
	1通につき 300
	円
	電子情報処理組織
	による申請に対す
	る交付1通につき
	300円

1件につき 10円)

(9)~(13) (略)

(14) 印鑑登録に関する証明 1件につき 3 00円(桑名市情報通信技術を活用した行政の 推進に関する条例(令和2年桑名市条例第3 8号)第3条に規定する電子情報処理組織(以 下「電子情報処理組織」という。)による申 請に対する交付の場合にあっては、1件につ き200円、多機能端末機による交付の場合に あっては、1件につき10円)

 $(15) \sim (23)$ (略)

別表第1(第2条関係)

戸籍法関係の手数料

区分	手数料の額
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸	窓口における交
籍証明書の交付	付1通につき
	450円
	電子情報処理組
	織による申請に
	対する交付1通
	につき 450円
	多機能端末機に
	よる交付1通に
	つき <u>10円</u>
(略)	(略)

別表第2(第2条関係)

住民基本台帳法関係の手数料

区分	手数料の額
住民票の写し	窓口における交付
	1 通につき 300
	円
	電子情報処理組織
	による申請に対す
	る交付1通につき
	200円
	多機能端末機によ
	る交付1通につき
	<u>10円</u>
戸籍の附票の写し	窓口における交付
	1 通につき 300
	円
	電子情報処理組織
	による申請に対す
	る交付1通につき
	300円

	多機能端末機によ る交付1通につき
	200円
(略)	(略)

	多機能端末機によ る交付 1 通につき <u>10円</u>
(略)	(略)

議案第74号

桑名市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

桑名市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。 令和7年9月2日提出

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 桑名市福祉医療費の助成に関する条例(平成16年桑名市条例第89号)の一部を次のように改正する。 第7条に次のただし書を加える。

ただし、受給資格者が受給資格者証に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、保険医療機関等が受給資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

マイナンバーカードを利用した医療費助成のオンライン資格確認を開始するにあたり、所要の改正 を行うものであります。

関係条文対照表

改正後	改正前
(受給資格証の提示) 第7条 受給資格者又は保護者等が福祉医療費 及び証明書料の助成を受けようとする場合は、 保険医療機関において医療に関する給付を受 ける際に、当該保険医療機関に対し受給資格証 を提示しなければならない。 <u>ただし、受給資格</u>	(受給資格証の提示) 第7条 受給資格者又は保護者等が福祉医療費 及び証明書料の助成を受けようとする場合は、 保険医療機関において医療に関する給付を受 ける際に、当該保険医療機関に対し受給資格証 を提示しなければならない。
者が受給資格者証に代えて、行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7 項に規定する個人番号カード及びオンライン 資格確認端末を用いて、保険医療機関等が受給 資格情報を取得及び閲覧することができる場 合は、この限りでない。	

議案第75号

桑名市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 桑名市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとす る。

令和7年9月2日提出

桑名市長 伊藤徳 字

桑名市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条-第19条)

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則 (第20条)

第2節 一般型乳児等通園支援事業(第21条-第24条)

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第25条・第26条)

第3章 雑則 (第27条・第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の 規定に基づき、乳児等通園支援事業(法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。 以下同じ。)の設備及び運営の基準(以下「最低基準」という。)に関し必要な事項を定めるものと する。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、利用乳幼児(乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

- 第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等 通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その 設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- 2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

- 第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければ ならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

- 第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会 に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を 図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその 改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対す

る危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 乳児等通園支援事業者及び乳児等通園支援事業者の職員は、桑名市暴力団排除条例(平成23年桑 名市条例第13号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であってはな らない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

- 第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を 設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓 練を除く。)をするように努めなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

- 第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座 席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態 様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。) を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する 装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなけ ればならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

- 第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成する ために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等 通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を 併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を

負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その 他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

- 第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

- 第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) その提供する乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
 - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

- 第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又は その家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

- 第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者 等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要 な措置を講じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

- 第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業と する。
- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないも

のをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

- 第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
 - (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
 - (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 - (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
 - (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
 - (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 - (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、 それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は整備
2 階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は第
		3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又
		はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造
		の屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造
		の屋内階段
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれ
		に準ずる設備
		3 屋外階段
4階以上	の常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造
階		の屋内階段
		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造

の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、 建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内 と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定 する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限 る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10 号を満たすものとする。)

- 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
- 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
- ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその 一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が 設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が 施されていること。

(職員)

- 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市 長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以 下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。
- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園 支援事業所1につき2人を下ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
 - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
 - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等 通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

- 第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」 という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 保育所 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年三重県条例 第65号)
 - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 の認定要件等に関する条例 (平成18年三重県条例第68号)
 - (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年三重県条例第93号)。
 - (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年桑名市条例第75号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。) (進用)
- 第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考

(制定のあらまし)

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもを育てている家庭が、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、令和8年度からの事業実施に向けて、必要となる設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第76号

桑名市暴力団排除条例の一部改正について 桑名市暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。 令和7年9月2日提出

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市暴力団排除条例の一部を改正する条例 桑名市暴力団排除条例(平成23年桑名市条例第13号)の一部を次のように改正する。 第14条を削り、第15条を第14条とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

三重県暴力団排除条例の一部改正にあわせ、重複した条文を桑名市暴力団排除条例から削除するため所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

71. 7. //	71 24
改正後	改正前
削る	(暴力団事務所の開設及び運営の禁止) 第14条 暴力団事務所(三重県暴力団排除条例 (平成22年三重県条例第48号)第2条第8号に 規定する暴力団事務所をいう。)は、都市計画 法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種 低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域及び工業地域(三重県暴力団排除条例第18条第1項に規定する区域を除く。)において、開設し、又は運営してはならない。 2 市長は、前項の規定に違反する行為があったと認めるときは、市民の安全で平穏な生活を確保するため、当該違反行為をした者に対し、当該違反行為の中止その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 3 市長は、前項の勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
(その他) 第14条 (略)	(その他) 第15条 (略)

議案第77号

和解及び損害賠償額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり和解及び損害賠償の額を決定することについて議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

桑名市長 伊藤徳宇

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき、標準化対象となる20業務について、令和7年3月31日までに現行システムから政府共通のクラウドサービスの利用環境であるガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行する必要がある。

これに伴い、株式会社日立システムズ中部支社と契約中の「桑名市住民情報系システム再構築及び運用保守管理業務委託(契約期間:令和2年3月23日から令和12年12月31日まで、契約額:1,691,419,455円)」の履行期間を令和7年9月30日までに短縮し、サーバー機器類の構築費、リース残債等を違約金として支払うものである。

2 損害賠償の相手方

株式会社日立システムズ中部支社 愛知県名古屋市中区栄1-24-15 支社長 杉本 美穂子

3 損害賠償の額

市から相手方へ 283,782,147円 相手方から市へ 0円

議案第78号

財産の取得について

桑名市消防署大山田分署及び多度分署の配備車両として、次のとおり財産を取得することについて、 桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年桑名市条例第53号) 第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

桑名市長 伊藤徳宇

1 名 称 高規格救急自動車(2台)

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 34,430,000円

4 契約の相手方 三重県桑名市中央町5-23

三重トヨタ自動車株式会社桑名店 店長 高木 賢一

参 考

高規格救急自動車(2台)

開札年月日 令和7年5月30日

業 者 名	入札価格	備考
三重トヨタ自動車株式会社桑名店 店長 高木 賢一	31, 300, 000円	落札
日産プリンス三重販売株式会社桑名江場店 店長 伊藤 孝文	31, 754, 000円	

入札価格には消費税額を含まない。

議案第79号

財産の取得について

桑名市消防署大山田分署及び多度分署の配備車両の積載品として、次のとおり財産を取得することについて、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年桑名市条例第53号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

桑名市長 伊藤徳宇

1 名 称 高規格救急自動車積載品一式(2組)

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 25,333,000円

4 契約の相手方 三重県津市高茶屋小森上野町1336番地1

中辻医科器械株式会社 代表取締役 三宅 努

参 考

高規格救急自動車積載品一式(2組)

開札年月日 令和7年6月17日

業者名	入札価格	備考
中辻医科器械株式会社 代表取締役 三宅 努	23, 030, 000円	落札

入札価格には消費税額を含まない。

議案第80号

財産の取得について

いなべ消防署の配備車両として、次のとおり財産を取得することについて、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年桑名市条例第53号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

桑名市長 伊藤徳宇

1 名 称 水槽付き消防ポンプ自動車

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 72,050,000円

4 契約の相手方 三重県四日市市中里町30番地9

三重保安商事株式会社四日市支店

支店長 森 淳一

参 考

水槽付き消防ポンプ自動車

開札年月日 令和7年7月15日

業 者 名	入札価格	備考
三重保安商事株式会社四日市支店 支店長 森 淳一	65, 500, 000円	落札
日本機械工業株式会社名古屋営業所 所長 岩﨑 哲也	65, 700, 000円	
株式会社モリタ東海桑名営業所 所長 小倉 浩之	69, 900, 000円	

入札価格には消費税額を含まない。

議案第81号

財産の取得について

令和8年4月開校予定の多度学園の教育備品として、次のとおり財産を取得することについて、桑 名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年桑名市条例第53号) 第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

桑名市長 伊藤徳宇

1 名 称 多度学園教育備品(スクールセット外)

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 53,020,000円

4 契約の相手方 三重県桑名市柳原147番地

株式会社三和商会

代表取締役 近藤 大貴

参考

多度学園教育備品(スクールセット外)

開札年月日 令和7年7月23日

業 者 名	入札価格	備考
株式会社三和商会 代表取締役 近藤 大貴	48, 200, 000円	落札
株式会社イワタ 代表取締役 岩田 憲明	51,850,000円	
丸三商事株式会社 代表取締役 水谷 宗徳	50, 698, 000円	
伊藤産業株式会社 名古屋オフィス 所長 上田 陽一	52, 379, 800円	

入札価格には消費税額を含まない。

議案第82号

訴えの提起について

次により所有権確認請求の訴えを提起することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

桑名市長 伊藤徳宇

1 相手方住所氏名 住所不明

被 告 共同総代

2 請求の理由

令和8年3月31日をもって廃校となる桑名市立多度中学校の跡地の利活用を検討するに当たり、当該地について確認したところ、登記簿上、別表記載のとおり、共同総代名義の土地が2筆残っていることが判明した。その経緯や詳細は不明であるが、廃校跡地の利活用を進めていく上で、2筆を桑名市名義として整理しておく必要がある。

別表記載の土地については、登記簿に所有者の住所が記載されていないため、名義人の所在が確認できない。桑名市(旧多度町)は、桑名市(旧多度町)立多度中学校の校舎・校庭の敷地として、昭和25年8月31日から供用を開始し、別表記載の土地を同日から所有の意思を持って平穏に、かつ、公然と占有しており、昭和45年8月31日の経過をもって、民法(明治29年法律第89号)第162条第1項所定の時効期間が満了した。よって桑名市がその所有権を有することを確認する訴えを提起するものである。

- 3 請求の趣旨
- (1) 被告は原告に対して、別表記載の土地について、原告が所有権を有することを確認する。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 訴訟遂行の方針 弁護士を訴訟代理人と定める。
- 5 授権事項 必要に応じて次の行為をすることができる。
 - (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
 - (2) 控訴及び上告並びにその取下げ
- 6 管轄裁判所 津地方裁判所四日市支部

別表

所在	地目	地積	登記名義人
桑名市多度町戸津字蛯江623番1	墓地	247 m²	共同総代 松永誦與八
桑名市多度町戸津字蛯江623番2	墓地	3. 30 m²	共同総代 松永誦與八